

令和6年

障害者総合支援法関係事業者説明会資料

(障害福祉サービス等の報酬改定について)



令和6年3月27日
姫路市 障害福祉課



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

- ・本説明会の内容は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における全ての情報を網羅しておりません。
- ・詳細については、事業者説明会ホームページに掲載している国資料、厚生労働省及び兵庫県のホームページを参照し、各自でご確認ください。

国資料（事業者説明会ホームページに掲載）	
①	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容
②	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要
③	障害福祉サービス費等の報酬算定構造
④	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での見直しの概要（事業者向けリーフレット）
⑤	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での見直しの概要（制度概要・全体説明資料）
⑥	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での見直しの概要（事務担当者向け・詳細説明資料）

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

障害者総合支援法関係事業者説明会について（兵庫県）3月末掲載予定

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw19_000000187.html



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に係る質問受付について

質問に関しては、下記URLまたはQRコードから行ってください。

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1710316233092>

(留意事項)

- 1回の質問につき、1つの質問内容でお願いします。質問が複数ある場合は、複数回に分けて問い合わせください。
- 回答については、事業所等を所管する部署から行います。
- 質問内容によっては、国等に確認する必要があるため、回答まで時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 問い合わせ後に表示される到達番号を、お手元で保管しておいてください。



目次①（横断的な改定事項）

改定の概要	対象サービス
①障害福祉サービス等における共通の改定事項	全サービス
②強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化	生活介護、施設入所支援
③強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化	短期入所
④強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化	共同生活援助
⑤状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援	療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
⑥視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充	生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
⑦高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価	計画相談支援 障害児相談支援
⑧高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価	生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
⑨食事提供体制加算の経過措置の取扱い	生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
⑩施設入所者の送迎加算の取扱い	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、 就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型



目次②（サービスごとの改定事項）

改定の概要	対象サービス
⑩通院等介助等の対象要件の見直し	居宅介護
⑪入院中の重度訪問介護利用の対象拡大	重度訪問介護
⑫入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価	重度訪問介護
⑬熟練従業者による同行支援の見直し	重度訪問介護
⑭同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し	同行援護
⑮短時間の支援の評価	行動援護
⑯サービス提供時間ごとの基本報酬の設定	生活介護
⑰入浴支援加算の創設	生活介護
⑱喀痰吸引等実施加算の創設	生活介護
⑲リハビリテーション職の配置基準	生活介護
⑳リハビリテーション加算におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し	生活介護

改定の概要	対象サービス
㉑栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実	生活介護
㉒緊急時の重度障害者の受入機能の充実	短期入所
㉓福祉型強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設	短期入所
㉔医療的ケア児者の受入体制の拡充	短期入所
㉕医療型短期入所における受入支援の強化	短期入所
㉗支援の質の確保	施設入所支援 共同生活援助
㉘支援の実態に応じた報酬の見直し	共同生活援助
㉙グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実	共同生活援助
㉚就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し	就労移行支援
㉛支援計画会議実施加算の見直し	就労移行支援



目次③（サービスごとの改定事項）

改定の概要	対象サービス
③② 就労継続支援 A 型の基本報酬におけるスコア方式について	就労継続支援 A 型
③③ 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し	就労継続支援 B 型
③④ 就労定着率のみを用いた報酬設定	就労定着支援
③⑤ 支援終了の際の事業所の対応	就労定着支援
③⑥ 施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し	就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型
③⑦ 施設外支援に関する事務処理の簡素化	就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型
③⑧ 医療等の多機関連携のための加算の見直し	計画相談支援 障害児相談支援
③⑨ 高い専門性が求められる者の支援体制	計画相談支援 障害児相談支援
④⑩ ICTの活用等	計画相談支援 障害児相談支援
就労選択支援について	



① 障害福祉サービス等における共通の改定事項

<p>重要</p> <p>全サービス (短期入所を除く)</p>	<p>個別支援計画を相談支援事業所に交付しなければならない。</p>
<p>重要</p> <p>全サービス (訪問系サービス、 短期入所を除く)</p>	<p>サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援（担当者）会議）には、利用者本人が参加し、利用者の意向を改めて確認しなければならない。</p>
<p>全サービス</p>	<p>障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについては「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」（別紙1）を参照。 ※資料は事業者説明会ホームページに掲載しています。</p>



横断的な改定事項

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>①強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化</p>	<p>生活介護 施設入所支援</p>	<p>生活介護・施設入所支援の場合（見直し後）</p> <p>重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>① 360単位／日 ※個別支援を開始した日から180日以内は+500単位／日</p> <p>② ①に加え+150単位／日 ※個別支援を開始した日から180日以内は①に加え+200単位／日</p> <p>重度障害者支援加算（Ⅲ）</p> <p>③ 180単位／日 ※個別支援を開始した日から180日以内は+400単位／日</p> <p>④ ③に加え+150単位／日 ※個別支援を開始した日から180日以内は③に加え+200単位／日</p> <p>（注）上記の加算については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。</p>	<p>①生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p>②①を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p>③生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p>④③を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p>



横断的な改定事項

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>②強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化</p>	<p>短期入所</p>	<p>短期入所の場合（見直し後）</p> <p>重度障害者支援加算（Ⅰ）</p> <p>① 50単位／日 ※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合+100単位／日</p> <p>② ①に加え+50単位／日</p> <p>重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>③ 30単位／日 ※実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合+70単位／日</p> <p>④ ③に加え+50単位／日</p>	<p>①区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合</p> <p>②①を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合</p> <p>③区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合</p> <p>④③を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合</p>



横断的な改定事項

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>③強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化</p>	<p>共同生活援助</p>	<p>共同生活援助の場合（見直し後）</p> <p>重度障害者支援加算（Ⅰ）</p> <p>① 360単位／日 ※個別支援を開始した日から180日以内は+500単位／日</p> <p>② ①に加え+150単位／日 ※個別支援を開始した日から180日以内は①※に加え+200単位／日</p> <p>重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>③ 180単位／日 ※個別支援を開始した日から180日以内は+400単位／日</p> <p>④ ③に加え+150単位／日 ※個別支援を開始した日から180日以内は③に加え+200単位／日</p>	<p>①生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p>②①を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p>③生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p>④③を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p>



重度障害者支援加算の該当有無の確認手続

強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化について

強度行動障害を有する障害者の支援を行う場合、**重度障害者支援加算**の請求が可能です。規定の人員配置等を満たしている事業者は、**利用者の行動関連項目点数等**を以下の方法で確認し、要件を満たしているか確認してください。

【確認の流れ】

姫路市オンライン手続ポータルサイトで、利用者情報を入力 ➡ 障害福祉課が回答

当該加算に該当の場合、障害福祉課が受給者証を再発行します。

➡加算の請求が可能となります。

手続の詳細はこちら👉

※初回利用時には、利用者登録（事業者向け）が必要



横断的な改定事項

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>New</p> <p>④状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援</p>	<p>療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援 共同生活援助 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型</p>	<p>本加算は、状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等し、環境調整を進めることを評価する加算。</p> <p>①集中的支援加算（Ⅰ） 1000単位／日</p> <p>②集中的支援加算（Ⅱ） 500単位／日</p> <p>※②の集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、①の集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。</p>	<p>①強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算できる。</p> <p>②指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。</p>
<p>見直し</p> <p>⑤視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充</p>	<p>生活介護 施設入所支援 共同生活援助 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型</p>	<p>[見直し後] 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51単位／日</p> <p>視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。</p> <p>視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位／日</p> <p>現行と同じ</p>	<p>[現行] 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位／日</p> <p>視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。</p>



横断的な改定事項

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>New</p> <p>⑥ 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価</p>	<p>計画相談支援 障害児相談支援</p>	<p>高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。</p> <p>① 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位/日</p> <p>② 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位/日</p>	<p>① 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合。</p> <p>② 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算できる。</p>
<p>New</p> <p>⑦ 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価</p>	<p>生活介護 施設入所支援 共同生活援助 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型</p>	<p>高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価する。</p> <p>高次脳機能障害者支援体制加算 41単位/日</p>	<p>高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算できる。</p>



訪問系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント
<p>見直し</p> <p>⑩通院等介助等の対象要件の見直し</p>	居宅介護	<p>居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等についても、同一の事業所が行うことを条件に支援の対象とする。</p> <p>* 地域生活支援事業の移動支援においても同様に、居宅が始点又は終点の場合に算定できます。</p>
<p>見直し</p> <p>⑪入院中の重度訪問介護利用の対象拡大</p>	重度訪問介護	<p>入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。</p>
<p>New</p> <p>⑫入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価</p>	重度訪問介護	<p>重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前にを行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。</p> <p>入院時支援連携加算 300単位/回</p> <p>1回を限度として所定単位数を加算する。</p>



訪問系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント
<p>見直し</p> <p>⑬熟練従業員による同行支援の見直し</p>	重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none">・ 重度訪問介護における熟練従業員の同行支援をより評価する観点から、熟練従業員及び新任従業員の報酬について見直しを行う。・ 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業員に限らず、重度訪問介護加算対象者15%加算対象者に対する支援に初めて従事する従業員も、熟練従業員の同行支援の対象とする。
<p>見直し</p> <p>⑭同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し</p>	同行援護	専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、 加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢 として、「 盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業員の要件を満たしている者 」の配置割合を追加する。
<p>見直し</p> <p>⑮短時間の支援の評価</p>	行動援護	行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、 短時間の支援の評価 を行いながら、 長時間の支援については見直す など、行動援護の報酬設定の見直しを行う。



日中活動系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>⑯ サービス提供時間ごとの基本報酬の設定</p>	生活介護	<p>現行では基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、①障害支援区分ごと及び②利用定員規模に加え、③サービス提供時間別に設定する。</p> <p>個別支援計画に定めた標準的な支援の提供時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。</p> <p>重要 個別支援計画に支援の提供時間を定める必要あり。</p>	<p>サービス提供時間別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所要時間 3 時間未満の場合 ・ 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 ・ 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合 ・ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 ・ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 ・ 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合 ・ 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 <p>詳細については後日、国のガイドラインに基づきお示しする予定です。</p>
<p>New</p> <p>⑰ 入浴支援加算の創設</p>	生活介護	<p>医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算できる。</p> <p>* 当該加算を算定する場合は、利用者に入浴に関する負担を求められません。</p>	<p>入浴支援加算 80単位/日</p>
<p>New</p> <p>⑱ 喀痰吸引等実施加算の創設</p>	生活介護	<p>医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施について登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算できる。</p>	<p>喀痰吸引等実施加算 30単位/日</p>



日中活動系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>⑱ リハビリテーション職の配置基準</p>	<p>生活介護</p>	<p>«人員基準の見直し»</p> <p>[見直し後] 指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</p>	<p>[現行] 指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p>
<p>見直し</p> <p>⑳ リハビリテーション加算におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し</p>	<p>生活介護</p>	<p>«リハビリテーション実施計画の作成期間の見直し»</p> <p>[見直し後] リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに（中略）リハビリテーション実施計画を作成すること。</p>	<p>[現行] リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。</p>



日中活動系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>New</p> <p>②①栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実</p>	<p>生活介護</p>	<p>利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。</p> <p>栄養スクリーニング加算 5単位/回</p> <p>低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合に算定できる</p> <p>«栄養改善加算【新設】» 200単位/回</p> <p>3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。</p> <p>ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。</p>	<p>次の①から④までのいずれにも適合する指定生活介護事業所等において、</p> <p>①当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>②利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。</p> <p>③利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>④利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。</p>



日中活動系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>②緊急時の重度障害者の受入機能の充実</p>	<p>短期入所</p>	<p>≪地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し≫</p> <p>[見直し後]</p> <p>①地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。</p> <p>②①に加えて平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を1以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算する。</p>	<p>[現行]</p> <p>①地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。</p>
	<p>短期入所</p>	<p>≪緊急短期入所受入加算の見直し≫</p> <p>[見直し後]</p> <p>緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 270単位/日 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） 500単位/日</p>	<p>[現行]</p> <p>緊急短期入所受入加算（Ⅰ） 180単位/日 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） 270単位/日</p>



日中活動系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>New</p> <p>⑳福祉型強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設</p>	<p>短期入所</p>	<p>福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価する基本報酬を創設する。</p> <p>福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（障害者向け）</p> <p>(一)区分6 1,107単位/日 (二)区分5 977単位/日 (三)区分4 846単位/日 (四)区分3 784単位/日 (五)区分1及び区分2 715単位/日</p> <p>福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）</p> <p>(一)区分3 977単位/日 (二)区分2 816単位/日 (三)区分1 715単位/日</p>	<p>医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。</p>
<p>New</p> <p>㉑医療的ケア児者の受入体制の拡充</p>	<p>短期入所</p>	<p>短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。</p> <p>短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。</p>	<p>医療的ケア対応支援加算 120単位/日</p> <p>重度障害児・障害者対応支援加算 30単位/日</p>



日中活動系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>New</p> <p>②⑤医療型短期入所における受入支援の強化</p>	<p>短期入所</p>	<p>≪医療型短期入所受入前支援加算【新設】≫</p> <p>① 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ） 1,000単位/日</p> <p>② 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ） 500単位/日</p>	<p>①については、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。</p> <p>②については、テレビ電話装置等を活用することにより、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。</p>



施設系・居住支援系サービス

改定の概要	対象サービス	備考
<p data-bbox="96 644 173 672">New</p> <p data-bbox="78 762 517 848">②⑥地域移行を推進するための取組の推進</p>	施設入所支援	<p data-bbox="863 262 2395 344">・ 地域移行意思確認等に係る指針を定めるとともに、地域移行意思確認担当者を選任しなければならない。R8.3.31まで努力義務。</p> <p data-bbox="907 394 1403 429"><地域移行意思確認等>とは、</p> <ul data-bbox="952 439 2058 565" style="list-style-type: none"> ・ 利用者の地域生活への移行に関する意向の把握 ・ 利用者の施設以外における障害福祉サービス等の利用状況の把握 ・ 利用者の施設以外の障害福祉サービスの利用に関する意向の確認 <p data-bbox="2020 368 2346 401">令和9年度から義務化</p>
		<p data-bbox="876 639 2048 675">・ 地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算【新設】>></p> <p data-bbox="868 682 2379 763">・ 地域移行等意向確認等に関する指針を作成していない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算する。</p> <p data-bbox="2015 758 2372 791">令和8年度から減算実施</p>
		<p data-bbox="863 843 2395 925">・ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）には、利用者本人や地域移行等意向確認担当者が参加し、利用者の意向を改めて確認しなければならない。R8.3.31まで努力義務。</p> <p data-bbox="2020 946 2346 979">令和9年度から義務化</p> <p data-bbox="876 1018 1888 1053">・ 個別支援計画を相談支援事業所に交付しなければならない。</p>
		<p data-bbox="863 1110 2395 1236">入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。</p> <p data-bbox="863 1286 1488 1322">地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日</p>



施設系・居住支援系サービス

改定の概要	対象サービス	内容	
<p>New</p> <p>⑳ 支援の質の確保</p>	<p>施設入所支援 共同生活援助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携推進会議（利用者、家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者、市町村の担当者など）を概ね1年に1回以上開催しなければならない。 ・ 地域連携推進会議では事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 ・ 地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を概ね1年に1回以上は設けなければならない。 ・ 地域連携推進会議での報告、要望、助言等について記録を作成し、公表しなければならない。 <p style="text-align: right;">令和6年度から努力義務 令和7年度から義務化</p>	
<p>見直し</p> <p>㉑ 支援の実態に応じた報酬の見直し</p>	<p>共同生活援助</p>	<p>世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。</p> <p>〔見直し後〕 イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ） （世話人の配置 6：1 以上） ロ 共同生活援助サービス費（Ⅱ）（体験利用）</p>	<p>〔現行〕 共同生活援助サービス費（Ⅰ） ー（世話人の配置 4：1 以上） 共同生活援助サービス費（Ⅱ） ー（世話人の配置 5：1 以上） 共同生活援助サービス費（Ⅲ） （世話人の配置 6：1 以上） 共同生活援助サービス費（Ⅳ）（体験利用）</p>
		<p>日中支援加算（Ⅱ）の見直し</p> <p>〔見直し後〕 支援の初日から算定可能。</p> <p>* 介護サービス包括型及び外部サービス利用型のみ、日中サービス支援型は対象外</p>	<p>〔現行〕 支援の3日目から算定可能。</p>



施設系・居住支援系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>②9グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実</p>	<p>共同生活援助</p>	<p>自立生活支援加算（Ⅰ） 1,000単位／月</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算する。 ・居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算する。 ・居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算する。
		<p>自立生活支援加算（Ⅱ） 500単位／回</p>	<p>現行の算定要件と同じ（日中サービス支援型のみ）</p>



施設系・居住支援系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p data-bbox="89 554 180 594">New</p> <p data-bbox="71 662 321 896">②⑨グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実</p>	<p data-bbox="397 739 555 822">共同生活援助</p>	<p data-bbox="601 582 993 622">自立生活支援加算（Ⅲ）</p> <p data-bbox="601 628 1090 668">(1)利用期間が3年以内の場合 80単位/日</p> <p data-bbox="601 714 1309 753">(2)利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72単位/日</p> <p data-bbox="601 799 1309 839">(3)利用期間が4年を超えて5年以内の場合 56単位/日</p> <p data-bbox="601 885 1126 925">(4)利用期間が5年を超える場合 40単位/日</p>	<p data-bbox="1365 251 2491 422">以下の要件を満たす事業所において、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p data-bbox="1365 428 2491 554">① 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有すること。</p> <p data-bbox="1365 559 2283 599">② 移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。</p> <p data-bbox="1365 605 2491 776">③事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7：1以上配置されていること。</p> <p data-bbox="1365 782 2491 868">④移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。</p> <p data-bbox="1365 873 2491 1045">⑤移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。</p> <p data-bbox="1365 1051 2491 1136">⑥居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。</p> <p data-bbox="1365 1142 2491 1313">⑦居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。</p>



施設系・居住支援系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p data-bbox="89 554 173 592">New</p> <p data-bbox="71 658 321 891">⑳グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実</p>	<p data-bbox="392 711 550 796">共同生活援助</p>	<p data-bbox="598 454 1276 582">退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 2,000単位/月</p> <p data-bbox="598 1033 1235 1162">ピアサポート実施加算 退居後ピアサポート実施加算 100単位/月</p>	<p data-bbox="1363 211 2491 472">グループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間（引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間）に限り、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p data-bbox="1363 522 2491 825">①利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。 ②おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。</p> <p data-bbox="1363 858 2491 1029">次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。</p> <p data-bbox="1363 1079 2491 1339">①自立生活支援加算（Ⅲ）又は退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費を算定していること。 ②障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上（うち1名は障害者等）配置していること。 ③②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。</p>




就労系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>③⑩ 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し</p>	<p>就労移行支援</p>	<p>«就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し»</p> <p>【見直し後】 就労移行支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p>	<p>[現行] 就労移行支援事業所は、20人以上（離島等においては10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p>
<p>見直し</p> <p>③⑪ 支援計画会議実施加算の見直し</p>	<p>就労移行支援</p>	<p>«支援計画会議実施加算の見直し»</p> <p>【見直し後】 地域連携会議実施加算（Ⅰ） 583単位／回 ・ サービス管理責任者の会議参加が必須。 ・ 1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度</p> <p>地域連携会議実施加算（Ⅱ） 408単位／回 ・ 利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。 ・ 1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度</p>	<p>[現行] ○ 支援計画会議実施加算 583単位／回</p> <p>・ サービス管理責任者の会議参加が必須。 ・ 1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度。</p>



就労系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>③②就労継続支援 A 型の基本報酬におけるスコア方式について</p>	<p>就労継続支援 A 型</p>	<p>経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目について、以下のように見直すとともに、通知を改正し、情報公表制度におけるスコアの公表の仕組みを設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の経営改善への取組が一層評価されるよう、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。 ・労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。 ・生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には減点する。 ・利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。 ・経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、運営基準を満たすことができていない事業所への対応として、自治体による指導を行うとともに、経営改善計画に基づく取組を行っていない場合について新たにスコア方式に減点項目を設ける。 	
<p>見直し</p> <p>③③平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し</p>	<p>就労継続支援 B 型</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の基本報酬の単価を引下げる。 ・多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置 6 : 1 の報酬体系を創設する。 ・6 : 1 の基本報酬の創設に伴い、目標工賃達成指導員配置加算の要件を見直すとともに、目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃を実際に向上させた場合に加算で評価。 <p>・短時間の利用者が多い場合の減算を設ける。</p> <p>短時間利用減算 所定の単位数の70/100を算定</p>	<p>算定利用時間が 4 時間未満の利用者が全体の 5 割以上である場合には、基本報酬を減算する。</p> <p>ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外する。</p> 

就労系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>③④ 就労定着率のみを用いた報酬設定</p>	<p>就労定着支援</p>	<p>基本報酬について、利用者数に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。</p>	
<p>New</p> <p>③⑤ 支援終了の際の事業所の対応</p>	<p>就労定着支援</p>	<p>支援体制構築未実施減算</p> <p>所定の単位数の90/100を算定</p>	<p>就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等（以下「要支援者情報」という。）について、適切な引き継ぎのための以下の措置を講じていない場合。</p> <p>①要支援者の雇用先企業及び 就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定、責任者の選任</p> <p>②要支援者の雇用先企業及び 就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存</p>
<p>見直し</p> <p>③⑥ 施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し</p>	<p>就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型</p>	<p>地方公共団体の事務負担軽減のため、報酬請求に当たっては、施設外就労に関する実績について、事業所から毎月の提出は不要とする。</p> <p>ただし、事業所には、施設外就労の実績記録書類を作成・保存することを義務付けるとともに、地方公共団体は、利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には当該書類を確認することとする。</p>	
<p>見直し</p> <p>③⑦ 施設外支援に関する事務処理の簡素化</p>	<p>就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型</p>	<p>施設外支援について、1ヶ月ごと（現行は1週間ごと）に個別支援計画について見直しが行われている場合に、報酬を算定することとする。</p>	



相談系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>③⑧医療等の多機関連携のための加算の見直し</p>	<p>計画相談支援 障害児相談 支援</p>	<p>医療・保育・教育機関等連携加算 300単位／月（①－Ⅱ、②） 200単位／月（①－Ⅰ） 150単位／月（③）</p>	<p>①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合 Ⅰ 指定サービス利用支援 Ⅱ 指定継続サービス利用支援</p> <p>②利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）</p> <p>③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。）</p>
	<p>計画相談支援 障害児相談 支援</p>	<p>集中支援加算 300単位／月（①～④） 150単位／月（⑤）</p>	<p>指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算</p> <p>①障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）</p> <p>⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）</p>

相談系サービス

改定の概要	対象サービス	ポイント	備考
<p>見直し</p> <p>③⑨ 高い専門性が求められる者の支援体制</p>	<p>計画相談支援 障害児相談支援</p>	<p>要医療児者支援体制加算の見直し</p> <p>〔見直し後〕 要医療児者支援体制加算（I） 60単位／月</p> <p>医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。</p> <p>要医療児者支援体制加算 30単位／月 現行と同じ。</p>	<p>〔現行〕 要医療児者支援体制加算 35単位／月</p> <p>医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。</p>
<p>見直し</p> <p>④⑩ ICTの活用等</p>	<p>計画相談支援 障害児相談支援</p>	<p>右の加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、月1回は対面による訪問を要件とする）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合） ・集中支援加算（計画作成月・モニタリング月以外において、月2回以上居宅訪問した場合） ・居宅介護支援事業所等連携加算（月2回以上居宅訪問した場合） ・保育・教育等移行支援加算（月2回以上居宅訪問した場合）



	内容
①サービスの対象者	<p>令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用前に、原則として就労選択支援を利用することとする。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用することとする。</p>
②実施主体の要件	<p>就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。</p> <p>就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等・就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めることとする。</p>
③従事者の人員配置・要件	<p>就労選択支援事業所には、事業所ごとに、管理者及び常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上の専従の就労選択支援員を置くものとする。ただし、就労移行支援又は就労継続支援と一体的に就労選択支援を実施する場合（利用者数の合計が就労移行支援等の利用定員を超えない場合に限る。）は就労移行支援等の職員及び管理者を兼務できることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。 ・また、就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。 ・なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。 ・個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。



	内容
④ 就労選択支援の基本プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（以下「アセスメント」という。）を行うものとする。 ・事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所等の関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、担当者等に意見を求めるものとする。 ・事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。 ・事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならないこととする。
⑤ 支給決定期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給決定期間は1か月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。 ・ また、就労選択支援の内容のうち、アセスメントの期間は、2週間以内を基本とする。
⑥ 特別支援学校における取扱い	より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、 特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること 、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。
⑦ 他機関が実施した同様のアセスメントの取扱い	障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、就労系障害福祉サービス事業所等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、当該 同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる こととする。この場合、多機関連携会議の開催、アセスメントの結果の作成又は関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センター等の機関に対し、多機関連携会議への参加等の協力を求めることができることとする。
⑧ 中立性の確保	<p>正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には減算を設けることとする。ただし、地域において、利用者が利用可能な就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型事業所が1カ所しか存在していない等、特定の事業所を利用することについて、正当な理由がある場合は減算しない。</p> <p>特定事業所集中減算 200単位/月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。 ・ 事業者は、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないこととする。 ・ 本人へ提供する情報に誤りや偏りがないよう多機関連携会議を開催することとする。



New

就労選択支援について

- ①令和7年10月以降
- ②令和9年4月以降

就労継続支援B型の利用意向のある者は原則として就労選択支援を要利用
就労継続支援A型、就労移行支援（標準利用期間を超えて利用）も就労選択支援を要利用

	内容
⑨計画相談支援事業との連携・役割分担	<p>指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を、利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。指定就労移行支援事業者等は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。</p> <p>相談支援専門員は、利用者が就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援事業者又は就労継続支援事業者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供等を行うものとする。また、利用者が就労選択支援を利用している場合には、アセスメントの結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行わなければならないこととする。</p>
⑩基本報酬・加算の設定	<p>ア基本報酬の設定 就労選択支援の基本報酬は、サービス提供日に応じた日額報酬とする。</p> <p>«就労選択支援サービス費の設定【新設】» 就労選択支援サービス費（1日につき）1210単位</p> <p>イ その他の加算と減算の設定</p> <p>① 加算 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算、利用者負担上限額管理加算、食事提供体制加算、福祉専門職員配置等加算、欠席時対応加算、医療連携体制加算、送迎加算、在宅時生活支援サービス加算、福祉・介護職員等処遇改善加算</p> <p>② 減算 虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算</p>

